

第3回水先小委員会資料

「指名制トライアル事業(仮称)」の実施の必要性(案)

応召義務

- ユーザーから求めがあれば、船舶に赴き、誠実に水先を行わなければならないという水先人の義務(水先法第40条、第42条)
- ・「あらゆる船舶にいつでも水先業務が提供されること」について、法的に担保されているところ
- ・新制度下においても、従前どおり実務的に水先業務の提供を担保する手段が必要

応召義務を果たしつつ、競争原理が機能する適切な市場環境の整備が必要

輪番制

- あらかじめ定められた当直表に基づいて水先業務を提供する仕組み。
- 「あらゆる船舶にいつでも水先業務が提供されること」を実務的に担保する手段として、長年かけて確立されてきた効率的な水先の取次・引受システム

両立が
必要

指名制

- 船社と水先人が、あらかじめ水先業務の提供に関する契約を締結し、当該契約に基づいて水先人が水先業務を提供する仕組み。
- 「指名が有効に機能するような水先の取次・引受の確立」を求めるユーザーのニーズに対応するシステム

「指名制」と「輪番制」の両立を具体化するため、5大水先区を対象に「指名制トライアル事業(仮称)」を実施することが適当

本事業の実施においては、以下について期待

- ・指名に関するユーザーのニーズに応えつつ、あらゆる船舶にいつでも効率的に水先業務を提供していく実務上の手段について、検討・検証
- ・指名制が有効に機能し、料金等に関する交渉が進めやすくなる環境の整備

1. 概要

5大水先区において、平成21年度中にそれぞれ一つ以上の「指名制トライアル事業(仮称)」を実施する。水先区によって、水先をめぐる状況が異なることから、本事業の内容は、水先区ごとに具体的に検討する。

本事業は、改正水先法の趣旨を勘案し、少なくとも次の内容を含むものとする。

- (1) 輪番制による水先業務全般に支障を生じさせない範囲で、船社の指名による水先業務を積極的に実施すること。
- (2) 船社による指名と輪番の優先順位については、原則として指名が優先されること。
- (3) 関係者間で柔軟な水先料金の設定について、協議が行われるものであること。
- (4) 本事業の導入に際し必要となる「水先業務引受事務要領」の改正を水先区ごとに行うものであること。

2. 検討の進め方

水先区ごとに「協議会」を設置し、関係者間で本事業の在り方について検討する(具体的には、次ページ参照)。

3. 配慮事項

本事業の実施に当たっては、円滑かつ安全な水先業務の実施に支障を生じさせないように、当面、次の事項に配慮する。

- (1) 輪番制による水先業務の実施に支障を生じさせないように、本事業に参加する水先人は、各水先区ごとに水先人総数の(30)%以内とする。
- (2) 水先人の資質の向上に支障を生じさせないように、水先業務を開始して(2)年以内の水先人については、指名の対象としない。また、高齢の水先人が年齢により差別されることのないよう、配慮する。
- (3) 輪番制による業務において休暇中の水先人については、指名の対象としない。

一方、改正水先法の趣旨に鑑み、ユーザーに対するサービス向上の観点から、当面、次の事項に配慮する。

- (1) 現在、おおむね(72)時間前とされている指名申込みの期限を(48)時間以内に短縮する。
- (2) 指名に応じることができない場合、水先人会は、指名申込みを行った船社に対し、その具体的理由を書面により開示する。

5大水先区に協議会を設置

- 本事業を実施するため、各水先区において、水先人会、本事業に参画する水先人の代表者及びユーザーによる「協議会」を設置する(いずれかの関係者からの要請があれば、国土交通省も協議会に参加する)。
- 協議会においては、「事前指名契約の確実な実行」及び「事前指名契約船以外の船に対する水先業務の提供」を両立することが可能な本事業の在り方について検討し、その円滑な実施を図る。
 - (例)
 - ① 水先人側とユーザーとの協議により、本事業の対象範囲(航路、対象船舶数等)を画定する。
 - ② 邦船社・外船社、大手・中小を問わず、ユーザーが希望すれば、本事業に参画できる。ただし、ユーザーの希望する対象船舶数の合計が①の対象船舶数を超える場合等においては、一律の基準により対象船舶数の調整等を行うことがある。
 - ③ 参画するユーザーは、対象船舶数に応じ、参画する水先人をノミネートする。
 - ④ 水先人会は、ノミネートされた水先人の参画を促し、本事業の円滑な実施に必要な水先人の確保に協力する。
 - ⑤ 指名制と輪番制の両立を可能とする本事業のシステムを構築する。
- 本事業の内容については、各水先区の実状に合わせ、それぞれの地区において柔軟に事業の在り方を検討することが必要である。
- 本事業の実施に当たり、引受事務要領について、水先区ごとに必要な見直しを行う。

- ・ 東京湾水先区及び伊勢三河湾水先区は、先行して平成21年〇月から開始(他の3水先区は、本年中に開始)
- ・ 水先業務に支障が生じれば、協議会において検討
- ・ 結果を関係者間でレビュー(レビューは、6か月後を目途に行う。)

レビューの結果、指名制の履行状況について問題点があれば、さらに引受事務要領等を手直し

引受事務要領を各水先人会の会則の一部に位置付け、指名制と輪番制の両立を一般化

